

第 2 2 期 第 7 回 佐賀県内水面漁場管理委員会

日 時 令和 8 年 5 月 1 1 日 (月) 1 4 : 0 0 から

場 所 佐賀市城内 1 丁目 1 番 5 9 号

佐賀県庁新館 1 0 階 農林水産部内会議室 (部長室横)

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示について (協議)

P 1 ～ 11

(2) 令和 8 年度コイの義務放流免除について (協議)

P12 ～ 15

(3) 漁業法第 1 6 9 条に基づく増殖命令について (諮問)

P16 ～ 19

(4) その他

4 閉 会

出席者名簿

佐賀県内水面漁場管理委員会

会 長	柴山	雅洋	様
委 員	中村	さやか	様
委 員	犬塚	加代子	様
委 員	藤村	美穂	様
委 員	森田	忠光	様
委 員	江頭	大幸	様
委 員	草野	剛	様
委 員	今川	一洋	様

佐賀県海区漁業調整委員会事務局

事務局長	荒巻	裕
------	----	---

佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当

係 長	伊藤	毅史
主 事	山本	慎太郎

◎佐賀県内水面漁場管理委員会指示第73号（案）

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和8年5月 日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 柴 山 雅 洋

1 指示の内容

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の内水面に放流してはならない。ただし、県内の内水面で採捕したコイをその場で再放流する場合は、この限りでない。

- （1） 県内外の公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面で採捕されたコイ
- （2） コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場で養殖されたコイ
- （3） PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、その結果コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ群のコイ

2 指示の期間 令和8年5月18日から令和9年5月17日まで



ー プレビュー ※公開されていません ー

漁業法に基づくコイの放流禁止

最終更新日：2026年4月28日 | 農林水産部 水産課 TEL：0952-25-7144 FAX：0952-25-7274 [✉suisan@pref.saga.lg.jp](mailto:suisan@pref.saga.lg.jp)

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和8年5月 日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 柴山 雅洋

1 指示の内容

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の内水面に放流してはならない。ただし、県内の内水面で採捕したコイをその場で再放流する場合は、この限りでない。

- （1）県内外の公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面で採捕されたコイ
- （2）コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場で養殖されたコイ
- （3）PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、その結果コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ群のコイ

2 指示の期間 令和8年5月18日から令和9年5月17日まで

このページに関する
お問い合わせは

農林水産部 水産課
電話：0952-25-7144
ファックス：0952-25-7274
[✉suisan@pref.saga.lg.jp](mailto:suisan@pref.saga.lg.jp)

(ID:106670)



[別ウィンドウで開きます](#)

※資料としてPDFファイルが添付されている場合は、Adobe Acrobat(R)が必要です。
PDF書類をご覧になる場合は、Adobe Readerが必要です。正しく表示されない場合、最新バージョンをご利用ください。

[ページの先頭へ](#)

[ホームページについて](#) [携帯（ガラケー）サイト](#) [リンク集](#) [サイトマップ](#)

佐賀県庁(法人番号 1000020410004) 〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59 Tel:0952-24-2111（代表）

[交通アクセス](#)

[庁舎案内](#)

[各課へのお問合せ](#)

Copyright© 2016 Saga Prefecture.All Rights Reserved.

内水面漁場管理委員会指示一覧表

令和8年5月1日現在

指示番号	指示年月日	一部改正 年月日	指 示 事 項	有効年月日	改廃年月日
内72号	令7.7.23	〃	筑後大堰堰軸から上流・下流300メートルの間水産動物の採捕禁止	令12.7.31	現存
内65号	令5.12.13	-	2月1日から2月末までヤマメ採捕禁止	令10.12.31	現存
内66号	令5.12.13	-	六角川のうち河口堰から住ノ江橋までの間、ムツゴロウの採捕禁止	令10.12.31	現存
内67号	令5.12.13	-	北山ダム及び同ダム流入河川における投網使用での魚類採捕禁止期間（4.1～5.31）禁止	令10.12.31	現存
内68号	令5.12.13	-	佐賀市大和町の嘉瀬川の頭首工から惣座橋まで魚類採捕禁止	令10.12.31	現存
内69号	令5.12.13	-	松浦大堰堰軸から上流・下流50メートルの間水産動物の採捕禁止	令10.12.31	現存
内71号	令7.5.14	-	県内すべての川のコイの持ち出し禁止 令和7年5月18日～令和8年5月17日	令8.5.17	現存

漁業法（抜粋）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第二百二十条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

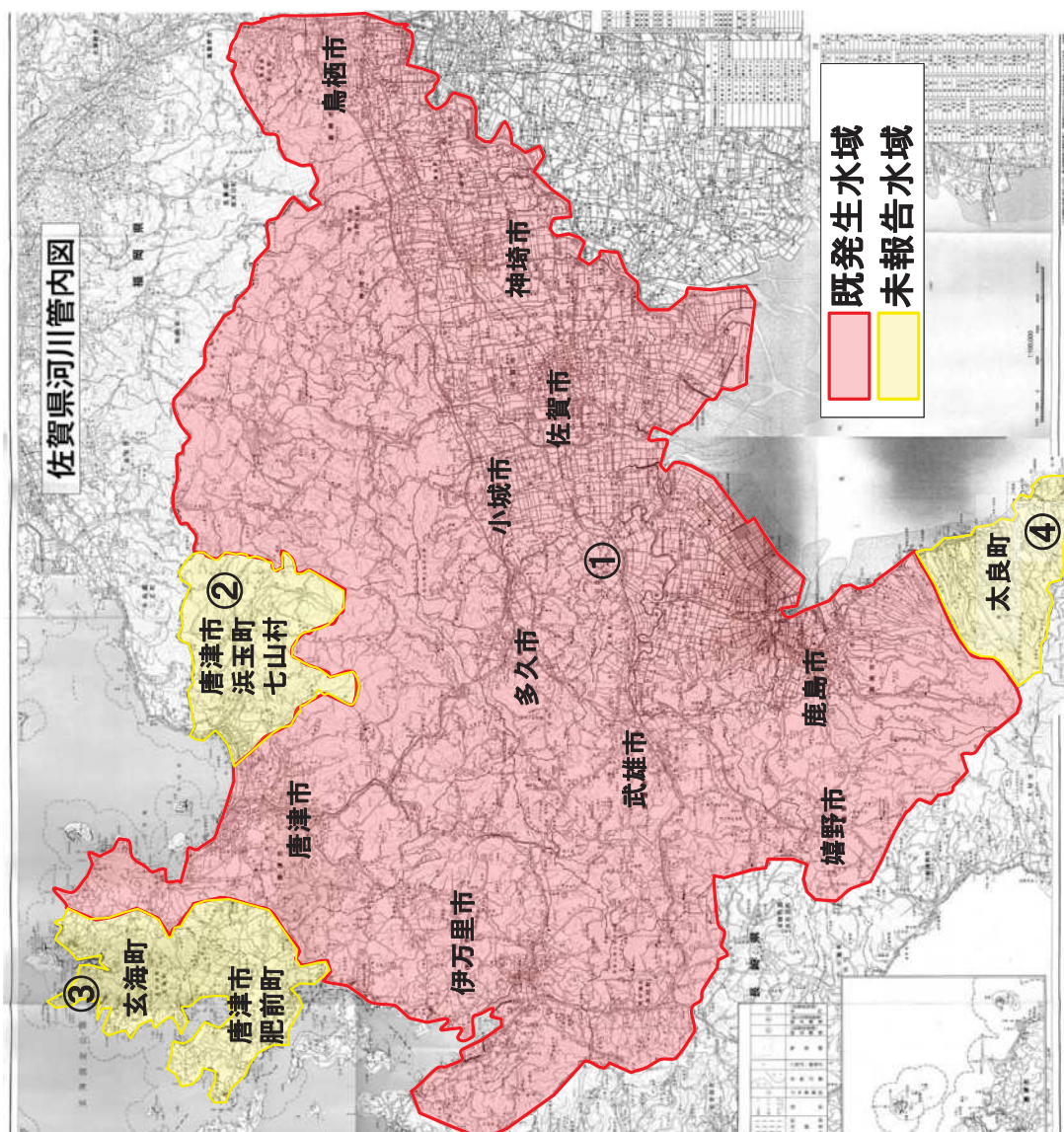
（内水面漁場管理委員会）

第七十一条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。

3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。



コイヘルペスウイルス(KHV)病発生状況：旧市町村別
 (令和8年4月現在)

平成16年度	市町村	死亡数
佐賀市(旧佐賀市、諸富町、大和町、富士町、三瀬村)	佐賀市(旧佐賀市、諸富町、大和町、富士町、三瀬村)	12,383
	唐津市(旧唐津市、相知町、北波多村)	209
	唐津市	214
	鳥栖市	44
	多久市	1
	伊万里市	13
	武雄市(旧武雄市)	13
	鹿島市	570
	小城市(旧小城市、三日月町、芦刈町)	3
	嬉野市(旧塩田町)	5,295
川副町	神埼市(旧神埼町、千代田町)	3,264
	川副町	2,563
	真与賀町	373
	久保田町	954
	吉野ヶ里町(旧三田川町)	144
	みやき町(旧中原町、北茂安町、三根町)	1,615
	上峰町	27,658
	10市6町	
平成17年度	佐賀市(旧佐賀市)	65
	鳥栖市	7
	鹿島市	5
	伊万里市	14
	武雄市	12
	嬉野市(旧塩田町)	7
	白石町(旧白石町、有明町)	372
	有田町(旧西有田町)	5
	6市2町	487
平成18年度	佐賀市(旧佐賀市)	3
	神埼市(旧神埼町)	1
	武雄市	9
	鳥栖市	9
	4市	22

平成19年度	市町村	死亡数
佐賀市(旧佐賀市)	佐賀市(旧佐賀市)	1
	唐津市(旧唐津市、旧藤木町)	7
	武雄市	79
	嬉野市(旧嬉野町)	3
	4市	90
平成20年度	市町村	死亡数
	発生確認なし	0
平成21年度	市町村	死亡数
	鳥栖市	27
	1市	27
平成22年度	市町村	死亡数
	有田町	85
	1町	85
平成23年度	市町村	死亡数
	発生確認なし	0
平成24年度	市町村	死亡数
	発生確認なし	0
平成25年度	市町村	死亡数
	発生確認なし	0
平成26年度	市町村	死亡数
	発生確認なし	0
平成27年度	市町村	死亡数
	発生確認なし	0
平成28年度	市町村	死亡数
	発生確認なし	0

コイヘルペスウイルス(KHV)病対応区分：旧市町村区分

OKHV病検査対象旧市町村

太良町、玄海町、旧呼子町、旧鎮西町、旧肥前町、旧浜玉町、旧七山村の旧7町村

OKHV検査を実施しない旧市町村：KHV病が既に確認されている旧市町村、KHV病は未報告だが既発生水系の流域である旧市町村
 上記以外の地区(旧市町村区分)

平成29年度	市町村	死亡数
	発生確認なし	0
平成30年度	市町村	死亡数
	発生確認なし	0
平成31年度(令和元年度、2019年度)	市町村	死亡数
	発生確認なし	0
令和2年度(2020年度)	市町村	死亡数
	発生確認なし	0
令和3年度(2021年度)	市町村	死亡数
	発生確認なし	0
令和4年度(2022年度)	市町村	死亡数
	発生確認なし	0
令和5年度(2023年度)	市町村	死亡数
	発生確認なし	0
令和6年度(2024年度)	市町村	死亡数
	発生確認なし	0
令和7年度(2025年度)	市町村	死亡数
	発生確認なし	0

KHV病対応マニュアル

令和 8 年 4 月

佐賀県農林水産部水産課

本マニュアルに関して、不明な点がございましたら、
佐賀県農林水産部水産課 玄海創生・栽培資源担当（メール：
toyofuku-taiju@pref.saga.lg.jp、TEL：0952－25－7144）までご連絡下さい。

目次

コイの異常を発見、または通報があった場合に最初に確認すること

作業内容

I. 天然水域

【検査対象地区となっている場合】

【検査対象地区となっていない場合】

II. 釣り堀・個人の池

【検査対象地区となっている場合】

【検査対象地区となっていない場合】

III. 養殖場

連絡先

平日

土日曜・祝日

コイの異常を発見、または通報があった場合に最初に確認すること

- 天然水域（河川、クリーク、池など）、釣り堀・個人の池、養殖場で、コイの異常や斃死ゴイ発見の通報を受けた関係機関は、
 - ・「コイだけが斃死している場合（KHV病が疑われる場合）」か
 - ・「コイ等、コイ以外も斃死している場合」か以上、2点を確認してください。
- 前者の場合には、該当の関係機関は、次の「作業内容」に従って、斃死状況の記録、斃死ゴイの処分等を行ない、県水産課までご連絡ください。
- 後者の場合には、最寄りの保健福祉事務所に対し、通常の対応をするよう要請してください。調査票提出の必要はありません。

作業内容

- 現場に到着したら、はじめに、発見者の連絡先、通報時刻、場所、斃死ゴイの尾数・種類など、斃死状況を別添の調査票に記録してください。
- 次に、現場が検査対象地区かどうか確認してください。

検査対象地区

唐津市（浜玉町、呼子町、鎮西町、肥前町、七山村）、玄海町、太良町

I. 天然水域

【検査対象地区となっている場合】

- 斃死状況の記録が終わったら、検査用の検体（3尾程度）を採取してください。但し、検査は、腐敗が進んだ検体では実施できませんので、検体は、極力、斃死直後と思われるもの、異常な遊泳行動をしているもの、弱っているものを選んで採取してください。
- 採取した検体は、次の1. 2. 3. のうち、いずれかの方法で処理後、個別にビニール袋に入れて冷蔵保存（発泡スチロール容器又はクーラーボックスなどに氷を入れてください）し、直ちに、玄海水産振興センター、または有明水産振興センターに連絡（下記連絡先参照）して調査票と共に持ち込んでください。
 1. コイをそのまま。
 2. コイの頭部だけを切り取って。
 3. エラ蓋をハサミで取り除き、露出したエラを2～3枚、ハサミで切り取って。
- 上記の2、又は3の方法で処理する場合には、使用する包丁やハサミ等は、別々

のものを使用してください。

- 当日、水産振興センターに持ち込めない場合は、検体を冷凍保存して水産振興センターの指示に従ってください。

なお、土・日曜、祝祭日の連絡は、有明水産振興センター公用携帯（下記連絡先参照）までお願いします。

- 検体の採取が終わったら、速やかに、斃死コイを回収し、焼却処分場などの専用の施設で適正に処分していただきますよう協力をお願いします。
- 斃死コイの回収、処分が終わったら、調査票により結果を県水産課までFAX（0952-25-7274）してください。

【検査対象地区となっていない場合】

- 検査用の検体採取の必要はありません。斃死しているコイを速やかに回収、処分し、その後、調査票により回収実績を県水産課までFAXしてください。

Ⅱ. 釣り堀・個人の池

【検査対象地区となっている場合】

- この場合、当該所有者に対して、KHV病の検査をする前に、次の2点について同意を得ておいてください。
 1. 結果は公表されること。
 2. 陽性が確定した場合には、生き残っているコイも含め、速やかに処分する必要があること。
- 検査用の検体の採取、持ち込み方法、斃死コイの処分方法、水産課への連絡等は、天然水域と同様です。

【検査対象地区となっていない場合】

- 検査用の検体採取の必要はありません。斃死したコイについてのみ、速やかに回収、処分を行い、その後、回収実績を県水産課までFAXしてください。
- この場合、既に周辺地域は、感染地域となっておりますので、池に生き残ったコイを処分する必要はありません。
- ただし、その後、生き残ったコイが斃死した場合は、速やかに回収し、適正に処分するよう所有者に要請してください。
- なお、釣り堀については、県内外にコイの移動（出荷、釣り客のコイの持ち帰り）を行っている場合、まん延防止の観点から検査を実施し、移動禁止等の措置を行う必要がありますので、その事実を確認してください。

Ⅲ. 養殖場

- 養殖場からコイの異常や斃死コイ発見の通報を受けた場合は、速やかに有明水産振興センターに連絡してください。
- 養殖場の周辺地域が、KHV病が確認されている、いないに関わらず、検査を行う必要があります。
- 現場の状況の聞き取り、検査用の検体の採集等は、センター職員が実施します。
- この場合、センター職員が現場に不慣れと考えられることから、市町職員の立ち会いをお願いします。
- また、斃死したコイの処分についても、御協力をお願いします。

連絡先

平日

佐賀県農林水産部水産課 玄海創生・栽培資源担当（TEL：0952-25-7144）
（FAX：0952-25-7274）

玄海水産振興センター（TEL：0955-74-3021）

検査対象市町村

唐津市（浜玉町、呼子町、鎮西町、肥前町、七山村）、玄海町

有明水産振興センター（TEL：0952-66-2000）

検査対象市町村

太良町

土・日曜、祝祭日

有明水産振興センター公用携帯（TEL：090-6779-9806）

検査対象市町村

唐津市（浜玉町、呼子町、鎮西町、肥前町、七山村）、玄海町、太良町

議題 2

内 水 委 第 号
令 和 8 年 月 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 柴山 雅洋

令和 8 年度のコイの義務放流免除について（依頼）

第 5 種共同漁業権に係る令和 8 年度増殖目標量については、別添公告のとおり決定し、その完全実施についてご指導をお願いしたところですが、令和 8 年 5 月 11 日開催の第 22 期第 7 回佐賀県内水面漁場管理委員会での協議の結果、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るためには今年度もコイの義務放流は免除すべきとの結論に至りましたので、速やかに必要な措置を講じられますようお願いいたします。

担 当：佐賀県水産課 漁業調整担当 山本、伊藤

（内水面漁場管理委員会事務局）

電 話：0952-25-7145

FAX：0952-25-7274



佐賀県

人を大切に、
世界に誇れる 佐賀づくり

[Foreign Language](#)[防災](#)[救急](#)[背景色](#) [A](#) [A](#) [標準](#)[文字サイズ](#) [拡大](#) [標準](#)[サイト内検索](#)

[ホーム](#) > [分類から探す](#) > [県政情報](#) > [報道発表・広報](#) > [記者発表](#) > [令和7年](#) > [2月](#) > [第5種共同漁業権に係る令和8年度増殖目標量](#)
[ホーム](#) > [組織\(部署\)から探す](#) > [農林水産部](#) > [水産課](#) > [第5種共同漁業権に係る令和8年度増殖目標量](#)

ー プレビュー ※公開済みのデータです ー

第5種共同漁業権に係る令和8年度増殖目標量

最終更新日：2026年2月5日 | [農林水産部](#) [水産課](#) TEL：0952-25-7144 FAX：0952-25-7274 [✉suisan@pref.saga.lg.jp](mailto:suisan@pref.saga.lg.jp)

公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第171条第3項の規定により、令和8年度における第5種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定めた。

令和8年1月30日

[第5種共同漁業権に係る令和8年度増殖目標量](#) (PDF：72.4キロバイト)

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 柴 山 雅 洋

このページに関する
お問い合わせは

農林水産部 水産課
電話：0952-25-7144
ファックス：0952-25-7274
[✉suisan@pref.saga.lg.jp](mailto:suisan@pref.saga.lg.jp)

(ID:111952)

このマークがついているリンクは別ウィンドウで開きます



※資料としてPDFファイルが添付されている場合は、Adobe Acrobat(R)が必要です。
PDF書類をご覧になる場合は、Adobe Readerが必要です。正しく表示されない場合、最新バージョンをご利用ください。

[別ウィンドウで開きます](#)

[ページの先頭へ](#)

[ホームページについて](#) [携帯（ガラケー）サイト](#) [リンク集](#) [サイトマップ](#)

佐賀県庁(法人番号 1000020410004) 〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59 Tel:0952-24-2111（代表）

[交通アクセス](#)[庁舎案内](#)[各課へのお問合せ](#)

Copyright© 2016 Saga Prefecture.All Rights Reserved.

第5種共同漁業権に係る令和8年度増殖目標量

漁業権番号	漁業協同 組 合 名	魚 種 名	義務放流 数 量	寸 法	産卵場 造 成	禁漁期間及び 禁漁区域 (漁業調整規則及び 行使規則で定めてい るものを除く。)	特記事項
内共第1号	古 湯 地 区	ヤ マ メ	250kg	全長 15-20cm	—		
		コ イ	100kg	” 20cm	—		
		オイカワ・カワムツ	10kg	” 10cm	—		
内共第2号	玉 島 川	ヤ マ メ	250kg	全長 18cm	—		
		ア ユ	435kg	” 10-17cm	—		
		コ イ	40kg	” 40cm	—		
		ハ ヤ	5kg	” 7cm	—		
		ウ ナ ギ	15kg	” 45cm	—		
		モクズガニ	520kg	甲幅 4cm	—		
内共第3号	相知町伊岐佐	ヤ マ メ	15kg	全長 11cm	—		
		ア ユ	16kg	” 10cm	—		
		コ イ	—	” —	—		
		フ ナ	10kg	” 17cm	—		
		オイカワ・カワムツ	1kg	” 10cm	—		
		モクズガニ	30kg	甲幅 7cm	—		
筑 後 川 内共第3号	佐賀県有明海	コ イ	—	全長 —	—		
		フ ナ	90kg	” 13cm	—		
		ウ ナ ギ	280kg	” 26cm	—		
		テナガエビ	70kg	” 5cm	—		
		モクズガニ	120kg	甲幅 5cm	—		

水 産 第 号
令和 8 年（2026 年）5 月 日

関係各漁業協同組合 代表理事組合長 様

佐賀県農林水産部水産課長

令和 8 年度のコイの義務放流免除について（通知）

令和 8 年度のコイの義務放流については、令和 8 年 2 月 6 日付け水産第 4 4 1 3 号で放流量を示すとともにその完全実施を指導したところですが、コイヘルペスウイルス病感染域の拡大防止のため、今年度のコイの義務放流を免除することとしたので通知します。

なお、コイの放流を中止しても義務放流を怠ったことにはならないことを申し添えます。

担 当：水産課漁業調整担当 山本、伊藤
電 話：0 9 5 2 - 2 5 - 7 1 4 5
F A X：0 9 5 2 - 2 5 - 7 2 7 4

議題 3

水産第 322 号

令和 8 年(2026 年) 4 月 21 日

佐賀県内水面漁場管理委員会

会長 柴山 雅洋 様

佐賀県知事 山口 祥義

漁業法第 169 条に基づく増殖命令について（諮問）

漁業法第 169 条に基づく増殖命令を行うにあたり、同法第 169 条第 1 項の規定により、貴漁場管理委員会の御意見をお聴かせくださるようお願いします。

農林水産部水産課
漁業調整担当 伊藤・山本
電話:0952-25-7145
FAX :0952-25-7274

水 産 第 号
令和8年(2026年) 月 日

古湯地区漁業協同組合
代表理事組合長 岸川 信義 様

佐賀県知事 山口 祥義

漁業法第 169 条に基づく増殖命令について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 169 条の規定に基づき、増殖計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずる。

なお、是正措置実施結果の報告期日は令和 8 年 6 月末までといたします。

（担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 伊藤・山本）

- 二 対価並びにその支払の方法及び時期
 - 三 土地又は土地の定着物の引渡しの時期
 - 四 使用開始の時期
 - 五 **第五項**の申請があつた場合においては移転料並びにその支払方法及び時期
- 1 1 海区漁業調整委員会は、裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該土地又は当該定着物の所有者その他これに関して権利を有する者に通知し、かつ、これを公示しなければならない。
 - 1 2 **前項**の公示があつたときは、裁定の定めるところにより当事者間に協議が調つたものとみなす。
 - 1 3 **民法第六百十二条**の規定は、**前項**の場合には適用しない。
 - 1 4 **第一項**若しくは**第四項**の裁定において定める使用権の設定若しくは買取りの対価又は**第五項**の裁定において定める移転料の額に不服がある者は、**第十一項**の公示の日から六月以内に訴えをもつてその増減を請求することができる。
 - 1 5 **前項**の訴えにおいては、申請者又は当該土地若しくは当該定着物の所有者その他これに関して権利を有する者を被告とする。

(土地及び土地の定着物の貸付契約に関する裁定)

- 第百六十七条** 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が**第百六十五条第一項**の土地又は土地の定着物を漁業に使用するため貸付けを受けている場合において経済事情の変動その他事情の変更によりその契約の内容が適正でなくなつたと認めるときは、当事者は、海区漁業調整委員会に対して、当該貸付契約の内容の変更又は解除に関する裁定を申請することができる。
- 2 **前項**の申請があつた場合には、**前条第二項、第三項、第六項及び第七項**の規定を準用する。
 - 3 **第一項**の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 変更に関する裁定の申請の場合にあつては、変更するかどうか、変更する場合はその内容及び変更の時期
 - 二 解除に関する裁定の申請の場合にあつては、解除するかどうか、解除する場合は解除の時期
 - 4 **前項**の裁定があつた場合には、**前条第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項**の規定を準用する。

第八章 内水面漁業

(内水面における第五種共同漁業の免許)

- 第百六十八条** 内水面における第五種共同漁業（**第六十条第五項第五号**に掲げる第五種共同漁業をいう。**次条第一項**及び**第百七十条第一項**において同じ。）は、当該内水面が水産動植物の増

殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

第百六十九条 都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会（**第一百七十一条第一項**ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、**同条第四項**ただし書の規定により当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会。**次条第四項**及び**第六項**において同じ。）の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従つて水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。

2 **前項**の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。

3 **前項**の場合には、**第八十九条第三項から第七項までの規定**を準用する。

4 農林水産大臣は、内水面における水産動植物の増殖のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、**第一項**の規定による命令をすべきことを指示し、又は当該命令に係る増殖計画を変更すべきことを指示することができる。

（遊漁規則）

第一百七十条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員（漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員）以外の者のする水産動植物の採捕（**次項**及び**第五項**において「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 **前項**の遊漁規則（以下この条において単に「遊漁規則」という。）には、次に掲げる事項を規定するものとする。

- 一 遊漁についての制限の範囲
- 二 遊漁料の額及びその納付の方法
- 三 遊漁承認証に関する事項
- 四 遊漁に際し守るべき事項
- 五 その他農林水産省令で定める事項

3 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 **第一項**又は**前項**の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かななければならない。

5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が**次の各号**のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

- 一 遊漁を不当に制限するものでないこと。